

○ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限をすぎているもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
宮内庁	侍従職事務日誌 昭和26年	H14.6.10	H15.7.7	1363	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	H19.7.2付で開示決定等を行った。
	秘書課資料関係録 昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H16.11.11	870	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	
	侍従職事務日誌 昭和20年8月～12月	H16.1.22	H16.6.21	1013	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	H19.8.31付で開示決定等を行った。
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示[分類]対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢[作成(取得)時期]1989年06月29日)	H14.12.27	H16.1.26	1160	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1969年01月30日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.10.20	892	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。	H19.7.5付で開示決定等を行った。
	1998年の国連タジキスタン監視団(UNMOT)への人材派遣の決定について作成・取得した文書一切(国連関係機関とやりとりした文書を含む)	H15.4.4	H17.4.20	710	2006年の第二回外相会合をはじめとする「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議、2006年の小泉総理(当時)の中央アジア訪問、2007年のサーカシヴィリ・グルジア大統領の訪日等の要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	「タジキスタン(秋野政務官1)作成時期1997年9月25日」(他、計6件)	H15.4.4	H17.4.24	706	2006年の第二回外相会合をはじめとする「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議、2006年の小泉総理(当時)の中央アジア訪問、2007年のサーカシヴィリ・グルジア大統領の訪日等の要人往来の準備等をはじめとする事務繁忙のため。	
	「北朝鮮2、4～8」(計6件)	H15.8.4	H17.8.25	583	開示請求対象文書が著しく大量であること及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争(印パ戦争)を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録(他、計2件)	H15.11.12	H16.12.16	835	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、1955年から1959年にかけて日本政府が日本赤十字から受けとった文書と日本政府が日本赤十字に送った文書(メモ類も含む)。在日朝鮮人に関する日本赤十字社の調査資料、日朝赤十字間の交渉記録、日本赤十字社と赤十字国際委員会との交渉記録、日本政府内の検討資料など	H15.11.17	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、日本政府内で討議、検討した時の文書(メモ類を含む)。期間は1955年から1959年まで	H15.11.17	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	(新)領事・移住—諸外国並びに諸外国間領事関係—諸外国並びに諸外国間領事関係 作成時期1959年04月10日(他、計19件)	H15.12.3	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	韓国及び北朝鮮関係司法・警察案件(1960年3月31日)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月27日)(他、計4件)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	赤十字国際会議(第19回)(1957年10月7日)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1988年2月、北東アジア課の担当が大韓航空機爆破事件のキムヒョンヒに会って、話した内容の報告書(他、計8件)	H15.12.22	H17.1.21	799	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要しているため。	
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料	H16.1.30	H17.12.31	455	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日韓基本条約の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料	H16.1.30	H18.2.28	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	日台関係 1975年01月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ類。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.7.3	271	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日台航空 1974年04月01日 1. 日本政府、台湾政府の政策内容がわかる文書、報告書、(ロジスティクス関係の文書は除く)2. 日台間の会談の議事録、及び会談の内容がわかる公電など。3. 交渉後に作成された調書、交渉過程を示したメモ類など(他、計5件)	H16.6.3	H18.7.3	271	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「フランス・中共外交関係樹立」(1964.01.27)	H16.6.4	H16.10.2	910	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要しているため。	
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	635	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	沖縄関係 1979年01月11日作成(他、計4件)	H16.7.5	H18.8.4	239	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	2004年7月8日～18日に、曾我ひとみさんが家族と再会するためにインドネシアに滞在したことに関して、外務省ないし日本政府が支出したことを示す会計関係の書類(会計報告書のようなもの。なければ、本人や職員の宿泊費、飲食代や飛行機代などの領収書)	H16.8.13	H16.12.17	834	開示請求受付後、日朝実務者協議、DNA鑑定等、当初予測し得なかった事務の繁忙があり、かつ、北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等の事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書	H16.11.11	H17.12.12	474	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚に関する日朝間(赤十字社間)平壤交渉に関する文書。1955年7月6日、北朝鮮未帰還邦人引揚関係 外務省・厚生省・日本赤十字社の三者会議の文書。1955年11月-12月、同3者会議の文書	H16.11.18	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1959年1月、藤山外相の在日朝鮮人帰国問題と日韓関係との切りはなしの決定に至るまでの政府或は外務省の方針に関する文書。1959年2月6日、在日朝鮮人帰国問題に関する閣議決定に至るまでの関連文書	H16.11.18	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	754	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1955年7月6日、北朝鮮未帰還邦人引揚関係外務省・厚生省・日本赤十字社の三者会議の文書(他、計3件)	H16.11.24	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年04月23日)	H16.11.30	H17.10.31	516	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.9付で開示決定等を行った。
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年01月12日)	H16.11.30	H17.10.31	516	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1969年11月、佐藤総理は米国を訪問し、ニクソン大統領と会談した。この会談の準備過程を含め、この時の日米首脳会談に関する会議記録、公電、準備文書、メモ、その他一切の公文書	H16.12.8	H17.4.7	723	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	作成時期:1952年1月から1955年12月までの間 沖縄の国際的地位に関する文書(他、計2件)	H17.2.3	H19.2.13	46	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1985年10月のニューヨークにおける中曽根・趙紫陽会談の記録、及びこの会談に関する外務省側の評価記録(総括)	H17.2.9	H18.5.9	326	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料(平成16年3月31日に一度開示決定あり)	H17.2.15	H17.8.17	591	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米に関する文書(準備資料、米国側要人との会談の議事録など)	H17.4.25	H17.8.25	583	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録及び背景・準備資料	H17.5.11	H18.2.13	411	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1956年2月－3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚のため日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間に行われた平壤交渉に関連する資料	H17.5.11	H18.6.9	295	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日・中共関係 1970年01月01日作成のファイル中1. 日本政府(外務省)の対中国政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告(他、計2件)	H17.8.8	H18.1.10	445	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	国際連合における中国代表権問題一件 1953年06月01日作成のファイル中1. 日本政府の国連中国代表権問題に対する政策決定過程がわかる文書、2. 中国代表権問題をめぐり日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの。3. 日本の対中国政策の政策内容や方針がわかる文書(他、計3件)	H17.8.8	H19.1.4	86	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要しているため。	
	1960年1月(14日から16日か)に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議の議事録・発言録及び関連する資料(配布された資料など)(他、計3件)	H17.8.11	H18.2.10	414	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	北朝鮮関連領事事務 1955年10月27日作成(他、計6件)	H17.8.30	H18.9.29	183	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	国連海洋法条約に基づき、中国が日本近海で海洋調査を実施するに当たり、日本側に事前申請した書類一式及びその日本側回答(2000年以降)(他、計2件)	H17.11.2	H18.7.31	243	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	平成16年(行情)諮問第471号(7月15日)平成17年度(行情)答申第204号(7月26日)審査会で一部開示決定が行われた日韓会談関係の文書全て	H17.11.4	H18.6.2	302	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1974年3月～4月の日中航空協定締結交渉に関する文書(交渉の記録、事前の関係省庁間の討議の記録、我が方が交渉に向けて準備した調査資料等)	H17.11.10	H18.8.31	212	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	外務省(在外公館を含む)が購入した美術品のリストとその価格、その保管状況がわかる資料一式(過去3年分)(他、計3件)	H17.11.11	H18.8.15	228	開示請求対象となる文書が著しく大量であり、対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	
	1953年、在日中国人(華僑)の中国送還に関する日中(中共)間、日台間協議、外交記録の件	H17.12.13	H18.3.13	383	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第11回現地調査(98年7月)の報告書(他、計4件)	H17.12.8	H19.1.16	74	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.1付で開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第25回現地調査(2003年8月)の報告書(他、計8件)	H17.12.8	H19.1.16	74	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年4月1日	H18.1.13	H19.2.13	46	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1987年11月30日から12月15日までに在バーレーン日本大使館と外務省本省でやりとりされた大韓航空機行方不明事件に関する通信・電信・電報記録のすべて(他、計2件)	H18.3.2	H19.3.23	8	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	米国大使館における過去3年間の天皇誕生日レセプションの具体的予算、具体的決算(ともに明細)、招待者リスト、出席者リスト、式次第がわかる文書。(他、計8件)	H18.3.3	H18.9.1	211	開示請求対象となる文書が著しく大量であり、対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	
	1974年(昭和49年)8月15日、韓国ソウルで発生した朴正熙大統領夫人射殺事件(大統領暗殺未遂事件)通称:「文世光事件」=犯人は日本在住の韓国人・文世光(ムンセガン)	H18.3.10	H19.3.23	8	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	第2回アジア・アフリカ会議関係 本邦の態度 各国との協力 作成(取得)時期1964年9月1日 日本の情報分析と政策決定過程及び関係 各国との折衝(他、計2件)	H18.4.6	H19.2.28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	H19.4.27付で開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	第2回アジア・アフリカ会議における各国(マレーシア、ソ連、中国)の参加状況に関する日本の情報分析・方針決定過程が分かる文書(他、計2件)	H18.4.6	H19.2.28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日米政策企画協議([作成(取得)時期]1966年11月28日)の中の文書で、日米政策企画協議における日米間のやりとりが分かる文書(議事録等)(他、計2件)	H18.4.12	H18.11.13	138	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要しているため。	
	アジア経済開発基金問題 第1巻 作成(取得)時期:1957年6月1日(他、計9件)	H18.5.15	H19.2.28	31	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要しているため。	
	アジア経済開発基金問題 第2巻 作成(取得)時期:1956年4月1日	H18.5.15	H19.2.28	31	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。	H19.4.10付で開示決定等を行った。
	査証発給に関する事務手続きを定めた文書	H18.5.21	H18.10.31	151	対象となる行政文書及び対象文書が含まれる可能性のあるファイルが大量であるため。また、担当課室における他の業務が予想以上に繁忙となったため。	
	大平総理中国訪問 作成時期:1979年9月3日、1979年11月1日、1979年12月1日、1979年10月26日、1979年12月5日(計5冊)のうち、日中間のやりとりの記録と日本の対中国経済援助の準備が分かる文書。とくに円借款に関するもの	H18.5.25	H18.8.24	219	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	東南アジア開発閣僚会議関係 第1巻 作成者 外務省大臣官房総務課 作成(取得)時期 1968年4月1日	H18.6.13	H19.1.31	59	開示請求以降、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日、東アジア・サミットの準備等により当課の業務は多忙を極めた。特に、平成18年12月に予定されていた東アジア・サミットは、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催された。その結果、12月下旬及び翌年1月中旬は当初想定されていなかった多量の業務に対応する必要があったため、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	「中国外交(国連代表権問題)1971年5月3日、アジア局中国課作成」中国国連代表権問題に関する外務省内の政策決定、国連代表部や関係国との政策調整の状況、及び政府内(与野党も含めて)の意見調整の状況などが分かるもの(他、計2件)	H18.6.23	H18.10.23	159	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業で、2003年度に贈与契約が結ばれた事業について、贈与契約書と、その事業の実施状況(資金の使用状況)や使用済み資金の使途を報告した中間報告書と最終報告書(相手国の国名、贈与額、文書の作成年月日がわかるもの)	H18.7.6	H18.12.22	99	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	H19.4.3付で開示決定等(最終)を行った。
	1958年8月から10月にかけて日本が台湾海峡情勢につき米国・中華民国の要人と行った談話の記録。(とくに9月に沈観鼎中華民国駐日大使が日本政府に対し行った申し入れの際の会談の記録)(他、計3件)	H18.8.1	H19.1.4	86	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	竹入元公明委員長の中国訪問時、竹入氏に関する発言の文書の全部。竹入氏の訪中日昭和61年8月末日(13日間)(第15次訪中団)、71年6月15日、72年5月、72年7月	H18.8.9	H18.11.5	146	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「日中貿易」[分類](新)経済一本邦対外経済一貿易・関税 [作成(取得)時期]1970年07月01日(他、計13件)	H18.9.1	H19.3.30	1	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「日中貿易」[分類](新)経済一本邦対外経済一貿易・関税 [作成(取得)時期]1972年03月21日	H18.9.1	H19.3.30	1	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	
	・1998年8月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と高村正彦外務大臣との会談の記録。・1999年5月に行われた、中華人民共和国の李鵬・全人代常委会委員長ら中国首脳と町村信孝外務政務次官との会談記録。・2000年5月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と森喜朗総理大臣、河野洋平外務大臣との会談記録。・2000年8月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と河野洋平外務大臣との会談記録(他、計2件)	H18.9.5	H19.1.5	85	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	田中総理インドネシア訪問 1973年11月1日	H18.9.11	H18.12.28	93	延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	中国遺棄化学兵器問題は、平成2年(1990)に中国政府がその解決を日本政府に要請してきたことに端を発し、数十回もの現地調査を経て、遺棄化学兵器問題に関する日中政府間協議で「現地調査の結果をふまえ、旧日本軍が化学兵器を遺棄したという事実を確認した」と結論づけられたことを受けて、本事業の実施への平成11年(1999)の日中政府間覚書となったとのことだが、それら各現地調査の内容・結果が具体的にわかる文書	H18.11.8	H19.3.8	23	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.1付で開示決定等を行った。
	1952年4月25日付で竹島問題に関し、韓国政府あてに日本外務省から発出された口上書	H18.11.30	H19.3.30	1	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1985年8月15日の中曽根首相による靖国神社公式参拝について、中国、韓国などアジア各国からの反応や各国への説明などに関する文書	H18.12.4	H19.3.5	26	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。	H19.5.14付で開示決定等を行った。